

## 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会経理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、収支状況を適正に把握するため必要な事項を定めるものとする。

### (経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 決算及び会計監査に関する事項

### (会計責任者及び会計職員)

第3条 協議会は、前条に規定する経理事務を行うため、会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は、協議会事務局長とする。
- 3 会計責任者は、経理事務に関する一切の責任を負う。
- 4 経理事務を行うため、会計職員を置く。
- 5 会計職員は、会計責任者が指名する。
- 6 会計責任者は、会計職員を指導監督しなければならない。

### (会計伝票)

第4条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

- 2 会計伝票には、取引年月日、数量、単価、金額、相手方及び取引内容を記載する。

### (会計帳簿)

第5条 前条の会計伝票に基づき、会計帳簿を作成しなければならない。

### (書類の保存期間)

第6条 会計に関する書類の保存期間は、10年間とする。

### (予算の作成)

第7条 予算は、事業計画に基づき、毎会計年度開始前に事務局長が編成し、総会の議決を得なければならない。

#### **(金銭の支払)**

第8条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。

- 2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。

#### **(旅費の支出基準)**

第9条 旅費の支出基準は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年8月1日三重県条例第46号）に準じる。

#### **(決算書類の作成)**

第10条 会計責任者は、決算書類を作成し、協議会監事の会計監査を受けた後、監査報告書を添えて総会に提出しなければならない。

#### **附則**

- 1 この規程を実施するため必要な事項については、別に定める。
- 2 この規程は、平成26年3月20日から施行する。